⑧　代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査提出書類の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、関東地方整備局と協議するものとし、関東地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

⑨　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑩　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑪　詳細は入札説明書による。

⑵　応募者共通の参加資格要件　代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　第一次審査提出書類の提出期限の日から開札の日までの期間に、局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥　本事業に係るアドバイザー業務に携わった者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦　有識者委員会の委員が属する組織又はその組織と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」の詳細は入札説明書による。

⑶　設備更新企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる設備更新業務を実施する者は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。また、設備更新業務のうちＬＥＤ道路照明灯具の調達のみを実施する者はこの限りでなく、次の④の要件を満たせば良いものとする。ただし、設備更新業務に係る新設ＬＥＤ道路照明の所有権移転については、代表企業、構成企業又は協力企業が実施するものとする。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度「電気設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

②　平成23年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記ア、イに掲げる工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

ア　夜間工事において道路照明灯（現道上に設置された連続照明、局部照明をいう）を設置した工事又は灯具を交換した工事であること。

イ　供用中の道路を規制（路面覆工、切り回し、車線減少、片側交互通行、通行止め、のいずれかを指す）して行った工事であること。

上記ア、イは同一工事であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請された全ての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本事業に専任で配置できること。また、設備更新業務は事業者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。なお、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

ア　配置予定の主任（監理）技術者の資格等　主任技術者は、１級電気工事施工管理技士、２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による

イ　配置予定の主任（監理）技術者の工事経験　１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑶②ア、イに掲げる工事の経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

上記ア、イは同一工事でなくてもよい。

なお、当該工事経験が平成８年４月１日以降に完成・引渡しが完了した国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、電気工事業（略語：電）に関する監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者。

エ　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。詳細は入札説明書による。

④　設備更新業務のうちＬＥＤ道路照明灯具の調達のみを実施する者は、令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は、入札説明書による。

⑷　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

②　平成23年度以降に完了した以下に示す業務において、１件以上の実績を有すること。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務